

議案第46号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局
に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局
に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する第1条の規定による改正後の同条例第10条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。
(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前に天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する企業職員で常時勤務を要するもの(以下「企業職員」という。)であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において企業職員であって、施行日以後引き続き企業職員であるものに対する第2条の規定による改正後の同条例第15条第7項の規定の適用については、なお従前の例による。